

(素案)

第三期飯山市子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



令和7（2025）年4月

飯山市

目次

【第1章】計画の策定にあたって

- 1 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第二期飯山市子ども・子育て支援事業計画の評価・・・・・・・・・・ 3
- 3 飯山市の子ども・子育てをめぐる現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 子ども・子育て支援にかかる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

【第2章】計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 計画の基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

【第3章】子ども・子育て支援施策の展開について

- 1 制度の事業体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計・・・・・・・・・・ 15

【第4章】量の見込みと確保方策

- 1 子ども・子育て支援給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 その他関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

【第5章】計画の推進体制

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

資料

- 1 子ども・子育て会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 飯山市子ども子育て会議委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

【第1章】計画の策定にあたって

1 計画の概要

【1】計画の趣旨

国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」を整備し、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

市では、平成 27 年 3 月に「第 1 期飯山市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月に「第 2 期飯山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代を担う子どもたちの育成と子育て支援のため各種事業を展開してきましたが、令和 6 年度で最終年度を迎えることから、計画に基づく施策の取組み状況を検証し、子育てを取り巻く社会状況の変化に対応した施策の推進に向けて「第 3 期飯山市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

【2】計画の位置づけ

「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく法定計画として、飯山市の子ども・子育て施策に関する基本理念等を踏まえ、飯山市第 6 次総合計画と整合性を図り、各施策の目標・方向性などを定め、次代を担う子どもたちの育成を推進します。

【3】計画期間

令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

【4】計画の策定体制

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項の規定により「飯山市子ども・子育て会議」を設置し、飯山市の現状や子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果を元に検討し、策定したものです。

〈子ども・子育て支援法の基本理念〉

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

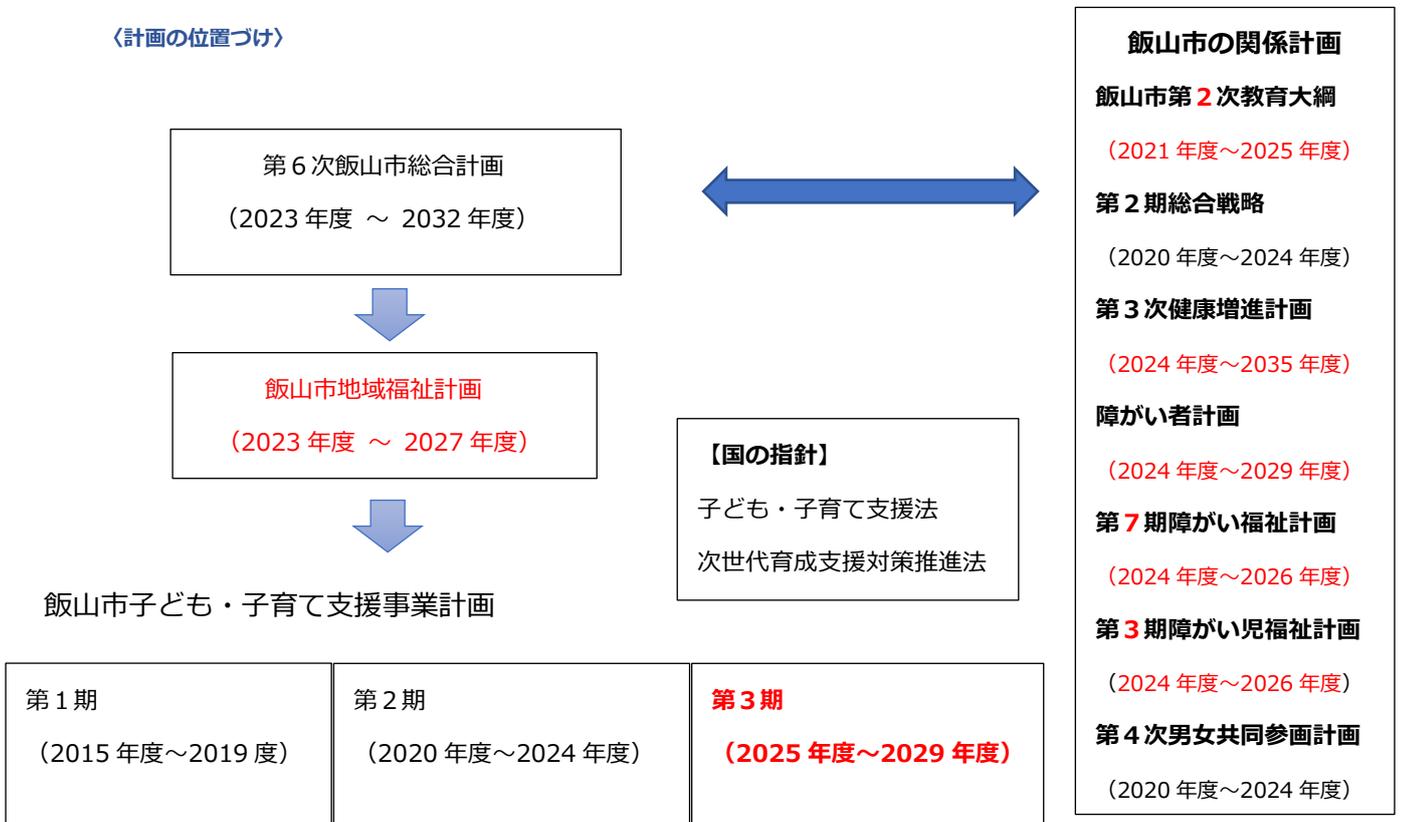
2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

〈計画の位置づけ〉



2 第二期飯山市子ども・子育て支援事業計画の評価

【1】全体の評価

令和2年(計画策定時)と比較し、年少人口、出生数はいずれも減少していますが、令和6年2月に実施した子ども子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果において、飯山市における子育て環境や支援の満足度のうち、「満足」「おおむね満足」と回答のあった割合が46.4%となり前回調査と比較し13.9%増加し「不満」「やや不満」と回答のあった割合は、21.2%で7%の減少となりました。

【2】各事業の達成状況

① 子ども・子育て支援給付

園児数の減少等により、令和3年4月、あきは保育園がしろやま保育園と統合となりました。令和4年4月、私立幼稚園の利用定員が10名減となり、令和5年4月からは私立保育園の利用定員も40名減となりました。

3歳未満児の保育園入所希望は年々増加し、特に0・1歳児の途中入所が増えていますが、教育・保育の受け入れニーズは確保できました。

また、令和2年10月には、長野県が認定している「信州型自然保育(信州やまほいく)認定団体」の「普及型」団体として、公立保育園7園が認定され、自然や地域の環境を活かした保育を行っています。

② 地域子ども・子育て支援事業

平成30年6月に開館した、「児童センター」「放課後児童クラブ」「子育て支援センター」「病後児保育」「放課後等デイサービス」の5つの機能を有する飯山市子ども館『きらら』により、以前から課題とされていた病後児保育の実施や子育て支援センターの土日開放、児童センターの休日開館を実施することができました。令和7年4月の城北小学校開校にあわせ、城北小学校区域内の4つの放課後児童クラブの統合も予定しています。

③ その他の事業

令和6年4月に、すべての妊産婦、子育て世帯、こども、女性を対象とした包括的な総合窓口として、「飯山市こども女性家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期の家庭や困難な問題を抱える女

性の不安や困りごとに対してワンストップで対応することにより、安心して出産・子育て・生活ができるよう支援しています。

飯山市では、子育て世代の保護者の負担軽減について、平成 23 年度から第 3 子以降の保育料の無料化を実施してきました。令和元年 10 月 1 日からは幼児教育・保育無償化がスタートし、すべての 3 歳以上児の保育料が無償化となりました。併せて、この無償化に伴い原則保護者からの実費徴収とされた 3 歳以上児の給食費（副食費）についても、本市では無償としてきました。

令和 5 年 4 月からは、市内のすべての保育園で使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止しました。また、3 歳未満児の給食費(主食費・副食費)についても無償とし、保育園だけでなく認可外保育施設に通う子どもへも対象を拡大しました。

令和 6 年 4 月からは、第 2 子の保育料半額や低所得世帯の保育料軽減も実施し、保護者の負担軽減を図りました。



3 飯山市の子ども・子育てをめぐる現状

【1】少子化の状況

飯山市の人口は、令和2年に実施した国勢調査では19,539人でしたが、令和6年10月1日現在、18,034人で1,505人の減となり、人口減少が続いています。年少人口（0～14歳）は、令和6年10月1日現在1,751人で、年少人口割合は9.71%と減少傾向で推移しています。

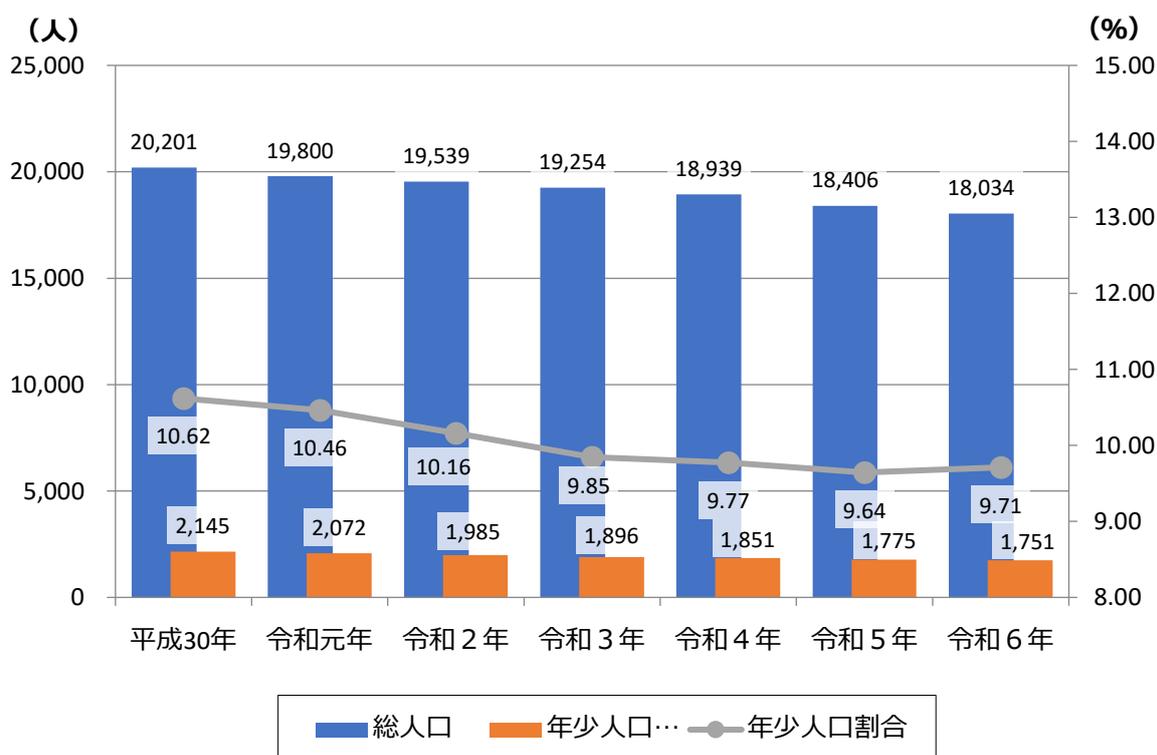
図1 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	20,201	19,800	19,539	19,254	18,939	18,406	18,034
年少人口 (0～14歳)	2,145	2,072	1,985	1,896	1,851	1,775	1,751
年少人口割合	10.62	10.46	10.16	9.85	9.77	9.64	9.71

資料：令和2年は国勢調査結果、他は毎月人口異動調査に基づく推計人口

(各年10月1日)



【2】出生数と出生率の推移

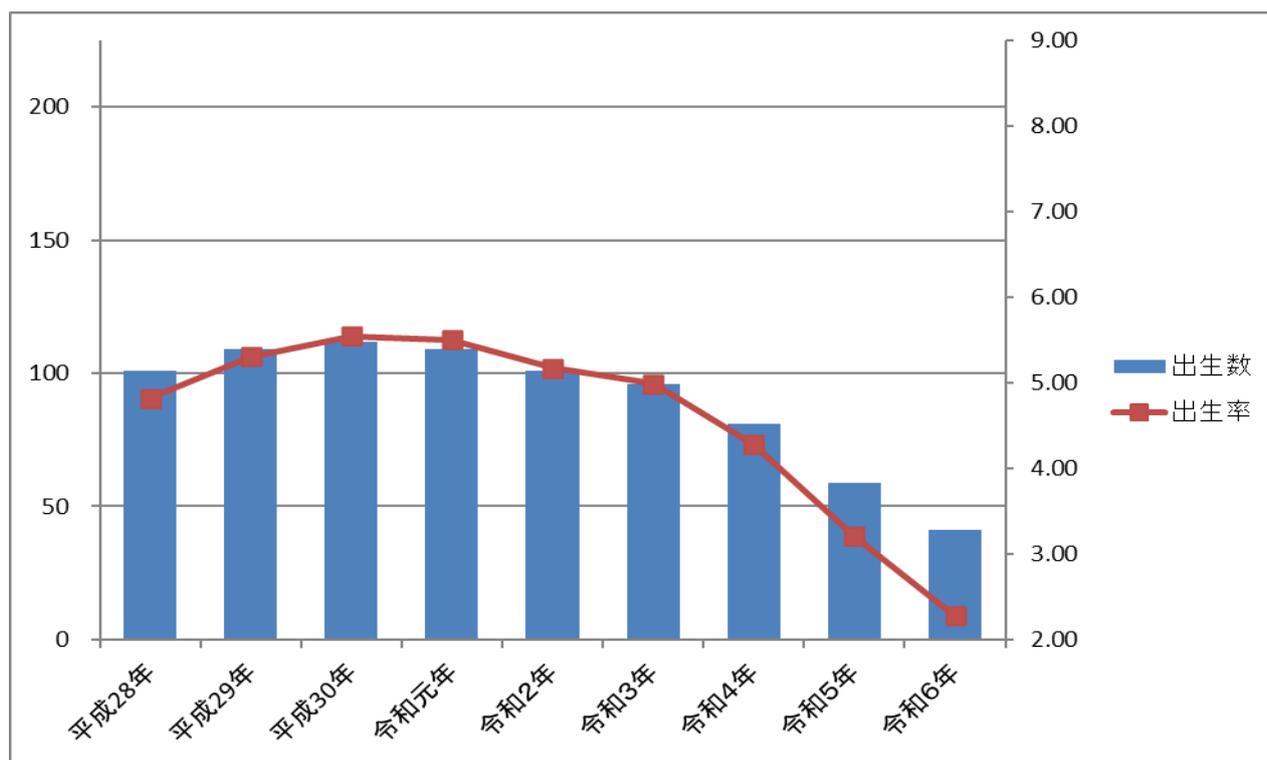
出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、**第二期飯山市子ども子育て支援事業計画の初年度（令和2年）と比較すると、大きな減少となっています。**

図2 出生数と出生率の推移

単位：人、‰（パーミル、千分率）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生数	101	109	112	109	101	96	81	59	41
出生率	4.82	5.31	5.54	5.51	5.17	4.99	4.28	3.21	2.27

資料：令和2年は国勢調査結果、他は毎月人口異動調査に基づく推計人口



【3】世帯の状況

世帯数は、**令和6年10月1日現在、7,144世帯で減少傾向となっており、1世帯あたりの人員も減少傾向で推移しています。**国勢調査による家族類型別世帯を見ると、**令和2年時点の核家族世帯（3,853世帯）は、総世帯数（7,227世帯）の53.3%を占め、「夫婦のみ」世帯が増加し、核家族世帯の18.4%が「ひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）」となっています。**

図3 世帯数及び家族類型の推移

単位：人、世帯

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	20,201	19,800	19,539	19,254	18,939	18,406	18,034
世帯数	7,336	7,358	7,251	7,260	7,265	7,163	7,144
1世帯当たり人員	2.75	2.69	2.69	2.65	2.61	2.57	2.52

資料：令和2年は国勢調査結果、他は毎月人口異動調査に基づく推計人口

(各年10月1日)

単位：世帯

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	
					6歳未満世帯員の いる世帯	18歳未満世帯員の いる世帯
総数	7,760	7,666	7,401	7,227	483	1,408
A 親族世帯	6,364	6,141	5,729	5,390	483	1,406
I 核家族世帯	3,841	3,923	3,866	3,853	288	760
(1)夫婦のみ	1,457	1,491	1,540	1,607	-	-
(2)夫婦と子ども	1,757	1,729	1,603	1,537	275	663
(3)男親と子ども	99	123	112	117	-	7
(4)女親と子ども	528	580	611	592	13	90
II その他の親族世帯	2,523	2,218	1,863	1,537	195	646
(5)夫婦と両親	152	131	104	103	-	-
(6)夫婦とひとり親	310	318	300	291	-	-
(7)夫婦、子どもと両親	696	553	424	294	61	208
(8)夫婦、子どもとひとり親	756	634	520	371	33	177
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	21	16	18	21	1	3
(10)夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	127	115	111	109	17	78
(11)夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	46	65	46	33	5	10
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	239	210	159	127	71	118
(13)兄弟姉妹のみ	27	37	49	53	-	1
(14)他に分類されない親族世帯	149	139	132	135	7	51
B 非親族世帯	12	27	35	36	-	2
C 単独世帯	1,384	1,497	1,624	1,798	-	-

資料：国勢調査

【4】15歳以上人口の配偶関係

令和2年国勢調査による当市の15歳以上人口を配偶関係別にみると、未婚は男性が2,458人、女性が1,559人で、15歳以上の男性に占める未婚の割合（29.1%）は、女性に占める未婚の割合（17.2%）より高くなっています。

図4 配偶関係・年齢・総数15歳以上人口

単位：人、%

	総数			未婚			未婚率		
	計	男	女	計	男	女	全体	男	女
総数	17,494	8,440	9,054	4,017	2,458	1,559	23.0%	29.1%	17.2%
15～19歳	852	463	389	851	463	388	99.9%	100.0%	99.7%
20～24歳	546	291	255	506	273	233	92.7%	93.8%	91.4%
25～29歳	655	351	304	493	281	212	75.3%	80.1%	69.7%
30～34歳	728	387	341	350	208	142	48.1%	53.7%	41.6%
35～39歳	907	457	450	307	203	104	33.8%	44.4%	23.1%
40～44歳	1,102	547	555	288	174	114	26.1%	31.8%	20.5%
45～49歳	1,260	630	630	285	195	90	22.6%	31.0%	14.3%
50～54歳	1,232	629	603	233	159	74	18.9%	25.3%	12.3%
55～59歳	1,342	675	667	201	143	58	15.0%	21.2%	8.7%
60～64歳	1,425	690	735	150	114	36	10.5%	16.5%	4.9%
65～69歳	1,705	849	856	150	118	32	8.8%	13.9%	3.7%
70～74歳	1,765	927	838	112	87	25	6.3%	9.4%	3.0%
75～79歳	1,230	571	659	43	23	20	3.5%	4.0%	3.0%
80～84歳	1,150	443	707	28	13	15	2.4%	2.9%	2.1%
85～89歳	960	361	599	15	3	12	1.6%	0.8%	2.0%
90～94歳	480	139	341	0	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
95～99歳	139	28	111	4	1	3	2.9%	3.6%	2.7%
100歳以上	16	2	14	1	-	1	6.3%	0.0%	7.1%

資料：国勢調査より算出

【5】子育て環境の状況

① 認可保育所

認可保育所は、平成29年度から公立保育園1園が休園中、令和3年度から公立保育園1園が減っていますが、利用児童数の状況は、利用定員内となっています。全体の児童数は減少傾向にありますが、0歳児、1、2歳児の利用はほぼ横ばいとなっています。（令和6年は出生数の減により減少。）

図 5 認可保育所園児数

図表 認可保育所園児数

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事業所数	9	9	8	8	8	8
利用定員数	760	760	720	720	680	680
児童数	480	469	441	435	422	388
0歳児	3	2	4	2	2	1
1.2歳児	139	145	131	134	136	116
3歳以上児	338	322	306	299	284	271

※各年4月1日現在の状況。

資料：子育て支援係（福祉行政報告例）

② 放課後児童クラブ

放課後児童クラブについては、核家族化や共働き世帯の増加により、登録児童数及び一日平均利用数は横ばい、もしくは増加傾向にあります。なお、飯山小学校区については、平成30年6月に飯山市子ども館「きらら」を開館しました。これに伴い、新たに飯山児童クラブを設置するとともに、自由来館児童の受け入れ拡大を図りました。また、令和7年4月の城北小学校開校にあわせ、城北小学校区域内の4つの放課後児童クラブ等の統合を行います。

図 7 城北小学校区内児童クラブ等の統合について



令和7年4月～8月下旬までの間、飯山市勤労青少年ホームを仮施設として運営。以降、城北小学校に併設する形で運営を行う。

図7 学童保育利用状況

単位：人、%

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事業所数	7	7	7	7	7	7
利用定員数	235	235	235	235	235	235
飯山小学校	70	70	70	70	70	70
秋津小学校	45	45	45	45	45	45
木島小学校	20	20	20	20	20	20
東小学校	20	20	20	20	20	20
泉台小学校	20	20	20	20	20	20
常盤小学校	30	30	30	30	30	30
戸狩小学校	30	30	30	30	30	30
登録児童数	246	211	203	199	223	234
飯山小学校	70	72	72	70	71	75
秋津小学校	41	30	24	25	35	47
木島小学校	29	24	25	27	28	31
東小学校	11	13	16	15	21	20
泉台小学校	32	27	20	13	18	21
常盤小学校	27	14	12	15	17	17
戸狩小学校	36	31	34	34	33	23
1日平均利用児童数	163	147	103	135	149	142
飯山小学校	52	50	32	45	48	46
秋津小学校	29	22	13	17	23	26
木島小学校	20	16	12	18	19	20
東小学校	9	12	11	11	15	13
泉台小学校	23	20	13	12	11	12
常盤小学校	3	6	2	12	13	11
戸狩小学校	27	22	19	20	19	14
登録児童に対する平均利用率	66.2	69.5	50.7	67.6	66.7	60.5
飯山小学校	73.7	69.2	44.9	63.6	66.9	61.6
秋津小学校	71.7	72.1	52.8	67.0	66.8	54.6
木島小学校	68.7	68.0	49.8	67.4	68.6	64.7
東小学校	79.8	88.9	70.5	75.5	71.0	66.4
泉台小学校	72.6	72.4	67.4	93.8	62.7	55.6
常盤小学校	10.9	41.1	12.5	78.7	76.9	61.8
戸狩小学校	74.9	71.2	56.7	58.2	59.0	62.0

※各年3月末時点、令和6年度のみ8月末時点

資料：子育て支援係

4 子ども・子育て支援にかかる課題

【1】3歳未満児の保育ニーズの高まりへの対応

飯山市では人口の減少が続いており、出生数、出生率も減少傾向にあります。核家族化の進行や共働き家庭の増加により、3歳未満児の保育所入所が増加しています。3歳未満児の保育を行うためには多くの保育士を配置する必要がありますが、全国的に保育士不足が深刻化しており、本市においても保育士の確保が重要な課題となっています。

【2】魅力ある保育サービスの推進

多様化する保育ニーズに対応した保育環境の整備を図るとともに、土曜保育や休日保育などの保育サービスが、保護者にとってより利用しやすい制度になるよう研究し、園児数減少により、異年齢児と一緒に保育を受けている「混合保育クラス」が増えているが、子どもの発達にとっても年齢ごとの保育が望ましいため、混合クラスの解消に向けて検討が必要となっています。

【3】少子化に伴う、学校・保育園の適正規模、適正配置に伴う子育て支援のありかた

過疎化、少子化が進むなか、園児・児童数の減少に伴い、保育園・学校の小規模化が進行しています。このような状況のなか、平成29年7月に「飯山市保育園・学校課題検討委員会」を設置し、子どもたちにとって望ましい保育・教育環境のあり方について検討し、平成31年1月に望ましい教育・保育環境の児童数・園児数について答申が出されました。

また、この答申に基づいた具体的な学校及び保育園の適正規模や配置等について協議するため、令和元年7月に「飯山市学校・保育園適正規模検討委員会」が設置され、令和2年1月に「小学校については中学校区に各1校の統合小学校を配置、保育園については小学校区単位を基本とし、統合小学校の位置等が決定した段階で再度検討することが望ましい」との答申がありました。

令和4年度から新統合小学校開校計画推進会議に「保育園適正規模等研究委員会」を設置し研究を重ね、その結果を踏まえ、より良い保育環境の実現に向け、今後の保育のあり方を具体的に定めていくことを目的として、令和6年3月に「飯山市未来の保育検討会」を改めて設置し検討しています。今後は保育園の現状や課題などについて総合的に検討し、子育て環境の充実や、事業・施策のあり方を検討していく必要があります。

【第2章】計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

子どもたちは社会の希望であり、未来の力です。次代を担う子どもたちが個性豊かで健やかに育つことは、市民すべての願いであり、その道筋を市民みんなで支えていかななくてはなりません。

飯山市では、平成17年に「次世代育成支援行動計画」を、平成22年に「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、その基本理念を「子どもたちが健やかに生まれ、安心して育てられる飯山市」としてきました。この基本理念を継承し、飯山市第6次総合計画前期基本計画では、基本目標のうち「未来を拓く子どもたちが育つ共育のまち」が、子ども・子育て支援関連の目標に掲げられていることから、これに沿った基本方針とし、重点的かつ戦略的な取り組みを進めます。

【基本方針】

「飯山市で子どもを産み育てたい」と思うような、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない子育て世代への支援を推進します。

2 計画の基本的な視点

本市が目指す子ども・子育て支援の方向性をふまえ、以下の項目を基本的な視点として取り組みます。

- ◇ 子どもを安心して産み育てることができる環境整備
- ◇ 「飯山市こども女性家庭センター」「飯山市子ども館」を拠点とした子育て支援体制の充実
- ◇ 未来を拓く子どもたちを育てるための、保育園の適正規模・配置

【第3章】子ども・子育て支援施策の展開について

1 制度の事業体系

【1】子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費は保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

① 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

② 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

認可定員	19人以下	小規模保育	居宅訪問型保育 【事業主体】 市町村・民間事業者等	事業所内保育 【事業主体】 民間事業者等
	6人以上 5人以下 1人			
保育の実施場所等		保育者の居宅、その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

【2】地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業であり、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【3】保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が国の定める基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

〈認定区分〉認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象年齢	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上	教育のみを希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育の必要性がある子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満	保育の必要性がある子ども	保育所・認定こども園 特定地域型保育事業

〈認定基準〉保育の必要性（2号・3号認定）にあたっては以下の基準により認定します。

事由	①就 労（フルタイム、パートタイム、夜間など、基本的に全ての就労） ②就労以外（保護者の疾病・障害・産前後・介護・災害復旧・求職活動・就学等）
区分	①保育標準時間（フルタイム就労を想定） ②保育短時間（パートタイム就労を想定）
優先利用	①ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待等

※市では、令和6年4月から「育児」を理由として保育の認定を受ける場合、期間を1年から2年に延長しました。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計

【1】推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を考慮しながら、一部補正を行いました。

【2】教育・保育の区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、対象事業ごとに「飯山市全域」と「小学校区域」の2つを設定します。

「飯山市全域」の対象事業		「小学校区域」の対象事業
教育・保育 利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健診事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業	子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業	放課後児童クラブ

【3】ニーズ調査の概要

第三期計画を策定するにあたり、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、飯山市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケートを実施しました。

① 調査の目的

この調査は、幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的としています。

② 調査の種類と対象者、実施概要及び回収結果

●調査の種類と対象者

種類	対象世帯	対象世帯数
就学前児童のいる世帯	令和5年12月31日時点で、住民基本台帳に掲載されている就学前前の児童がいる全世帯（就学前児童が2人以上いる場合は年齢が上の児童について）	457世帯

●実施概要

種類	対象地域	調査形式	配布・回収方法	調査時期
就学前児童	飯山市全域	アンケート調査	郵送配布 郵送回収	令和6年2月20日～ 平成6年3月8日

●回収結果

区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	457	¹⁶ 310	67.8%

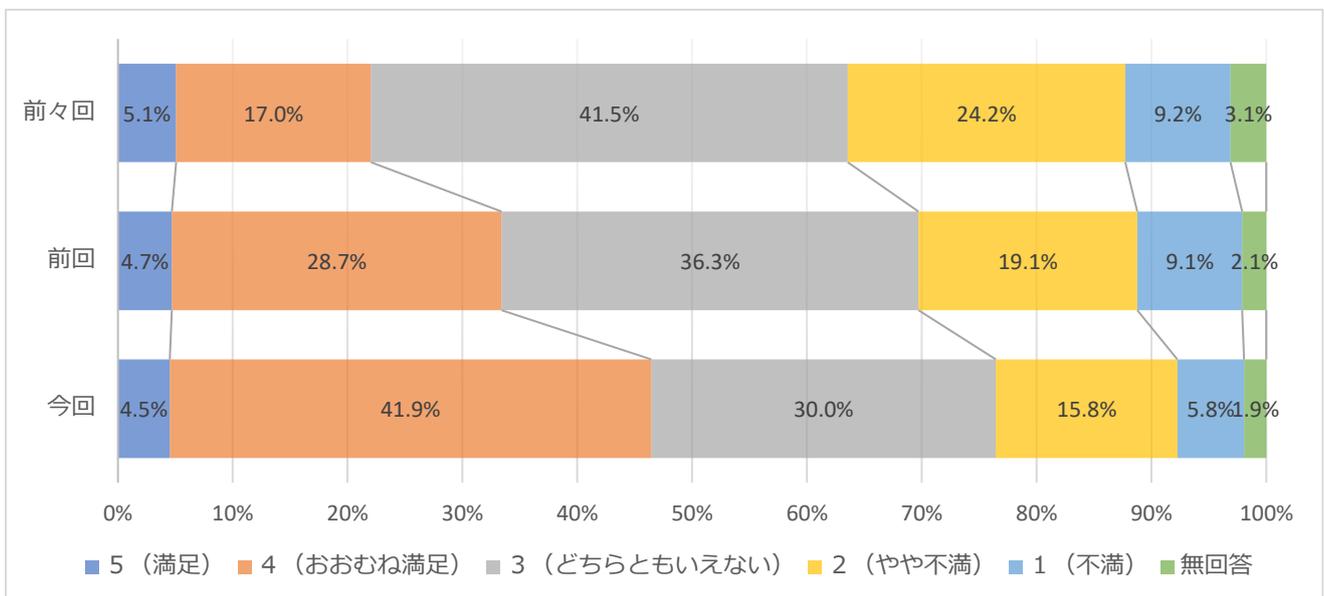
③ 飯山市における子育ての環境や支援への満足度

回答項目	度数	構成比	構成比(3区分)
5 (満足)	14	4.5%	46.4%
4 (おおむね満足)	130	41.9%	
3 (どちらともいえない)	93	30.0%	30.0%
2 (やや不満)	49	15.8%	21.6%
1 (不満)	18	5.8%	
無回答	6	1.9%	1.9%
計	310	100.0%	100.0%

前回 (H30) との比較

回答項目	今回	前回	増減
5 (満足)	4.5%	4.7%	-0.2%
4 (おおむね満足)	41.9%	28.7%	+13.2%
3 (どちらともいえない)	30.0%	36.3%	-6.3%
2 (やや不満)	15.8%	19.1%	-3.3%
1 (不満)	5.8%	9.1%	-3.3%
無回答	1.9%	2.1%	-0.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%

前々回 (H25) 、前回 (H30) からの経年変化



【第4章】量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援給付

【1】施設型給付

① 1号認定（幼稚園）

〈現状〉

幼稚園は、小学校以降の教育の基盤をつくるための幼児期の教育を行う施設で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園でき、市内に私立幼稚園（定員60名）1園が設置されています。また、3歳になる学年（満3歳児）の受入れや、預かり保育も行っています。令和元年10月1日より、幼児教育・保育無償化がスタートし、満3歳からの保育料が無償化されています。市では、保育所と同様に第3子保育料無料化、副食費の無償化を実施しています。

〈量の見込みの考え方〉

幼稚園または認定こども園等を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。保護者の選択を保障し、幼稚園の利希望等を確保するため、保育所と同様に保育料・副食費の無償化を継続します。

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	54	48	41	32	28
	確保方策	54	48	41	32	28
	特定教育・保育施設	54	48	41	32	28
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

② 2号認定（保育所）

〈現状〉

保育所は、就労や病気などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設で、市内に公立保育園 8 園（内 1 園休園中）、私立保育園 1 園が設置されています。令和 3 年 4 月に、公立のしろやま保育園とあきは保育園が統合しました。令和元年 10 月 1 日より、幼児教育・保育無償化がスタートし、3 歳以上児の保育料が無償化されています。施設の老朽化が進行しているとともに、保育環境の整備が必要です。

〈量の見込みの考え方〉

保育所を利用したい人の割合を算出しています。また、保育所を利用しながら幼児教育も希望する人についても考慮しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されていますが、園児数の減少が見込まれており、適正規模の維持のため、「飯山市未来の保育検討会」をとおして保護者や関係者の意見を聞きながら検討を行います。

（単位：人）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2 号 認 定	量 の 見 込 み	243	216	186	146	126
	教育ニーズ	25	21	19	15	13
	保育ニーズ	218	195	167	131	113
	確 保 方 策	272	242	281	169	140
	特定教育・保育施設	272	242	281	169	140
認可外保育施設	0	0	0	0	0	

③ 3号認定（保育所）

〈現状〉

令和元年 10 月 1 日より、幼児教育・保育無償化がスタートし、住民税非課税世帯を対象に保育料が無償化されています。また、**第 2 子保育料を半額に**、第 3 子以降の保育料を無料化しています。施

設の老朽化が進行しているとともに、増加する3歳未満児に対応した保育室や保育環境の整備が必要です。

〈量の見込みの考え方〉

保育所を利用したい人の割合を算出しています。現在の育児休業取得状況の実態を踏まえています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されていますが、途中入園にも対応できるよう、保育士の確保に努めます。適正規模の維持のため、「飯山市未来の保育検討会」をとおして検討を行います。また3歳未満児の保育環境（施設・設備・備品）の整備に努めます。

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3 号 認 定 0 歳 児	量 の 見 込 み	15	13	12	10	8
	確 保 方 策	15	13	12	10	8
	特定教育・保育施設	15	13	12	10	8
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3 号 認 定 1~2 歳 児	量 の 見 込 み	60	51	45	39	33
	確 保 方 策	60	51	45	39	33
	特定教育・保育施設	60	51	45	39	33
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0



【2】地域型保育給付

〈現状〉

地域型保育事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がありますが、市内には該当施設がありません。

〈量の見込みの考え方〉

小規模かつ0～2歳児までが対象となり、多様な施設や事業の中から利用者が選択できます。都市部では、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図る狙いもあります。

〈確保方策〉

3歳未満児の保育需要の状況や実態の把握に努め、事業者からの申請等があった場合には、認可について検討します。

2 地域子ども・子育て支援事業

【1】利用者支援事業

〈現状〉

本市では、令和6年4月に「飯山市子ども女性家庭センター」を設置し、各種相談に応じています。また飯山市子ども館「きらら」においても、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供や利用相談等を行っています。

〈量の見込みの考え方〉

子ども及びその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できる施設数を算出しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。

(単位：か所)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	こども家庭センター型	2	2	2	2	2

【2】地域子育て支援拠点事業

〈現状〉

市内に子育て支援センターを2か所設置しています。飯山市子ども館「きらら」内に設置している子育て支援センター「たんぽぽ」については、土日祝日も施設を開放しています。飯山市勤労青少年ホーム内に設置している北部子育て支援センターについては、午前中のみ開館となっています。

〈量の見込みの考え方〉

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を利用する施設数を算出しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。

(単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	2	2	2	2	2



【3】妊婦健康診査

〈現状〉

長野県医師会、県市長会、県町村会、県国保連が定めた要項に従って実施されています。

〈量の見込みの考え方〉

母子健康手帳交付者数から想定される妊婦数を対象者として算出しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50	43	35	33	22
確保方策	41	101	101	99	97

【4】乳児家庭全戸訪問事業

〈現状〉

生後2か月頃に、保健師が家庭訪問を実施しています。また生後4か月頃には、主任児童委員の訪問を行っています。

〈量の見込みの考え方〉

将来人口推計により、出生数を訪問対象家庭数として算出しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	67	59	55	50	40
確保方策	67	59	55	50	40

【5】養育支援訪問事業

〈現状〉

乳児家庭全戸訪問事業や利用者支援事業等の情報を踏まえ、保健師などが相談、訪問指導を行っています。併せて、家庭児童相談員や母子父子自立支援員等の個別対応も行っています。

〈量の見込みの考え方〉

乳児家庭全戸訪問事業の訪問対象家庭見込み数から算出しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。相談業務の職員体制の充実などを検討します。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	9	7	7	4
確保方策	10	9	7	7	4

【6】子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）

〈現状〉

児童虐待については、全国的に児童相談所への相談対応件数が年々増加しており、重篤な児童虐待事例も後を絶たないなど深刻な社会問題となっています。本市においては、重篤な虐待案件は発生していないものの、相談件数は年々増加しています。飯山市要保護児童対策地域協議会では、飯山市こども女性家庭センター、学校・保育園、各相談員などによる「連絡会議」を設置し、情報収集、事実確認、情報共有などを、迅速かつ適切に行っています。

〈量の見込みの考え方〉

新たに設置をした「飯山市こども女性家庭センター」において、すべての妊産婦や子育て世帯、子ども、女性の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導と、その他の必要な支援を要する施設数を算出しています。

〈確保方策〉

すべての子どもの権利を擁護するために、子どもとその家庭、妊産婦、女性等を対象に、実情の把握、相談、必要な調査、継続的な支援を行います。また、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化のため、研修等への積極的参加を促します。地域住民への周知を図るため、市広報誌などによる広報活動を行います。

(単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	1	1	1	1	1

【7】子育て短期支援事業（ショートステイ）

〈現状〉

本市では、近隣に祖父母や親戚などがいて、実際は祖父母等の支援が受けられるという場合も多いが、ひとり親家庭等では緊急対応が必要となる場合も想定されます。

〈量の見込みの考え方〉

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

令和6年1月から、市内の児童養護施設1か所及び市外の乳児院1か所の2施設と契約を締結し、事業を実施しています。保護者の疾病や育児不安などの各種相談等から具体的なニーズを把握し、関係機関と連携し事業を実施します。

(単位：人日（延べ人数）)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29	25	22	18	15
確保方策	29	25	22	18	15

【8】ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

〈現状〉

飯山市子ども館「きらら」内に設置している子育て支援センターで受付、実施し、常に一定程度の利用があります。

〈量の見込みの考え方〉

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者が、児童の預かり等の援助の提供を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

提供会員の確保に努め、事業の認知度を上げるため、積極的な広報活動を行います。

(単位：人日（延べ人数）)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	25	21	18	16	15
確 保 方 策	25	21	18	16	15

【9】一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ・Ⅱを除く）

〈現状〉

満1歳以上の保育園や幼稚園に入園していない子どもを対象に、拠点園（公立1園、私立1園）で実施しています。

〈量の見込みの考え方〉

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。

(単位：人日(延べ人数))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,992	1,752	1,515	1,232	1,054
確保方策	1,992	1,752	1,515	1,232	1,054
一時預かり事業	1,992	1,752	1,515	1,232	1,054
ファミリーサポート事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	0	0	0	0	0

【10】延長保育事業

〈現状〉

保護者の勤務、疾病等、また保護者の冠婚葬祭や緊急に保育必要量を超えて保育を必要とする場合に実施しています。

〈量の見込みの考え方〉

保育認定を受けた子どもが、通常の利用時間以外に保育所等において保育を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。

(単位：人(実人数))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	74	65	56	46	39
確保方策	74	65	56	46	39

【11】病児保育事業

〈現状〉

病後児保育については、飯山市子ども館きららに併設し、実施しています。一方、病児保育については、医師不足などの状況により実施には至っていません。

〈量の見込みの考え方〉

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等による一時的な保育等を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

病後児保育については、飯山市子ども館きららに併設し、市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきませんが、受入れ時間の延長を検討します。病児保育については、医療的ケアが必要な児童の支援のため、病院委託などによる実施を目指します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	61	54	46	38	32
確保方策	61	54	46	38	32
病児保育事業	61	54	46	38	32
（病児保育）	0	0	0	0	0
（病後児保育）	61	54	46	38	32
ファミリーサポート事業 （病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

【12】放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

〈現状〉

核家族化や共働き世帯の増加により、登録児童数や利用数は増えています。令和7年度の城北小学校開校にあわせ、区域内の放課後児童クラブ等の統合を行います。

〈量の見込みの考え方〉

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童が、授業の終了後に小学校の余
裕教室、児童館等を利用した安全・安心な居場所を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。各学校区ごとに量
を見込みますが、各施設の定員が確保する上限となりますので、ニーズに応じて定員の見直しを行
います。また、令和7年度から城北小学校で放課後子供教室（アフタースクール）が始まり、関係機関
と連携しながら放課後の子どもの居場所確保に対応します。

(単位：人(登録児童数))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	218	208	197	189	174
確 保 方 策	218	208	197	189	174



3 その他関連施策

【1】児童虐待防止対策の充実

長野県が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた支援施策を推進します。

① 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待防止対策の充実 【担当部署：家庭児童相談室】

児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図り、体罰によらない子育てを推進するとともに、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応のため、「飯山市こども女性家庭センター」を新たに設置し、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、包括的・継続的な支援の強化を図ります。

② 社会的養護施策との連携

家庭的養護の推進 【担当部署：子育て支援係】

児童虐待や養育困難など、何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、施設養護から家庭養護への比率を高めるため、県と協力して里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等を行います。

【2】母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

長野県が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた支援施策を推進します。

① 相談窓口

ひとり親家庭の相談支援 【担当部署：飯山市こども女性家庭センター】

ひとり親家庭の相談業務の充実や、自立のための各種支援制度などの情報発信に努めます。

② 経済的な負担の軽減

子ども医療費助成等の実施 【担当部署：障がい福祉係】

乳幼児等・妊産婦・障がいのある方・母子家庭等の母子及び・父子家庭の父子の福祉推進を図るため、保険診療等に係る医療費の自己負担の一部を助成します。また、子どもの資格について

は、現物給付方式を導入し、窓口負担の軽減と早期治療の促進を図り、助成範囲を0歳から18歳までに拡大しました。

児童扶養手当の支給 【担当部署：子育て支援係】

児童扶養手当（国制度）の適正、迅速な支給を実施します。

【3】障がい児の子ども・子育て支援

孤立しがちである障がい児を持つ家庭の子育てと仕事の両立ができる支援を充実させ、飯山市障がい児福祉計画と調和がとれた支援施策を推進します。

① 相談窓口

乳幼児健康診査の実施 【担当部署：健康増進係】

乳幼児を対象に、医師、歯科医師、保健師、臨床心理士、視能訓練士等による経過観察、発達健康診査を実施します。また、要フォローの子どもを対象に療育型教室を実施します。

発達障がい児等の相談の実施 【担当部署：健康増進係、家庭児童相談室】

発達障がい児および発達障がいの疑いのある子どもの相談支援を実施します。

② 発達支援

障がい児保育の実施 【担当部署：子育て支援係】

保育士の加配等により、発達障がい等のある乳幼児を保育所において一緒に保育する統合保育を市内全保育所で実施します。（障がいの程度や種類によって判断）

心身障がい児母子通園訓練事業の実施 【担当部署：障がい福祉係、健康増進係】

心身の発達に不安や心配を抱く在宅の乳幼児、児童及び母親を対象とし、心身の発達のため療育や訓練を通して、健全な母子関係の形成を支援します。

放課後対策事業の実施 【担当部署：障がい福祉係】

飯山市子ども館に放課後等デイサービスを設置し、障がいのある子どもたちへの療育指導や、障がいのない子どもたちとの交流により、地域社会への参加・包括（インクルージョン）、相談機能を充実させます。また、医療的ケアの必要な重度心身障がい児の放課後等の一時預かり施設の整備について検討します。

③ 経済的な負担の軽減

子ども医療費助成等の実施【担当部署：障がい福祉係】

乳幼児等・妊産婦・障がいのある方・母子家庭等の母子及び・父子家庭の父子の福祉推進を図るため、保険診療等に係る医療費の自己負担の一部を助成します。また、子どもの資格については、現物給付方式を導入し、窓口負担の軽減と早期治療の促進を図り、助成範囲を0歳から18歳までに拡大しました。

就学前の障がい児の支援【担当部署：障がい福祉係】

幼児教育・保育の無償化に併せて、3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための、児童発達支援等の利用者負担が無償化されました。

【4】仕事と家庭の両立

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう雇用環境の基盤整備を図ります。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方を見直し

就学前教育の充実と小学校との連携【担当部署：学校教育係、子育て支援係】

保育所・幼稚園と小学校が連携し、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。

放課後子ども教室の設置【担当部署：学校教育係、子育て支援係】

新・放課後子ども総合プランに基づき、地域で子どもたちを育む環境づくりと、子どもたちの安心・安全な活動拠点づくり・居場所づくりを推進します。また、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進します。

I J Uターン者の相談・斡旋体制の充実【担当部署：移住定住係、商工係】

雇用や就業に関する情報の提供、就業相談、斡旋等、就業に向けた各種支援を充実させ、就業者の能力向上や生活の安定化支援に努めます。

若者世代に向けた移住・定住促進【担当部署：住宅係、移住定住係】

若者向けの住宅（一戸建て）整備や、安価な家賃で入居可能な若者住宅の供給量を増やし、若者世帯の定住につながる住環境を整備します。また、通勤支援により若年層流出を抑制します。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

休日保育事業の実施【担当部署：子育て支援係】

拠点園方式による休日保育を実施し、ニーズに応じて拡充を図ります。

幼児教育・保育の質の向上【担当部署：子育て支援係、家庭児童相談室】

保育所および幼稚園等への指導体制の充実・強化のため、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザー等の配置を検討します。かつ、引き続き、家庭児童相談員等の派遣による巡回相談を実施し、支援が必要な子どもと家庭の早期発見および対応の充実を図ります。

外国につながる幼児への支援・配慮【担当部署：子育て支援係、健康増進係】

国際化の進展に伴い、外国人幼児や両親が国際結婚の幼児など、いわゆる外国につながる幼児の増加が今後見込まれます。当該幼児及び保護者が円滑にサービスを利用できるよう支援し、受け入れる事業者や保育士等に対しても助言を行います。

保育所の整備、充実【担当部署：子育て支援係】

「飯山市未来の保育検討会」をとおして保護者や関係者の意見を聞きながら検討を行います。

【5】地域で支える子育て環境の推進

核家族化が進み、親が一人で子育ての悩みを抱えないように、日ごろから子育て中の親同士の交流や近所付き合いを応援します。

① 子育てに対する不安の解消

子どもや母親、妊婦の健康の確保【担当部署：健康増進係】

妊娠から子育ての中で感じるさまざまな不安や疑問について、相談できる体制を充実させ、出産や子育てについて学ぶ場を提供します。

母子健康手帳交付、マタニティセミナー、産後ママヘルプ、もぐもぐ離乳食教室、ママサポートプログラム、2か月児ママの会、健康相談、母乳相談、口腔内疾患健診

新生児、乳児、産婦家庭訪問の実施 【担当部署：健康増進係】

生後2か月ごろまでに、保健師が家庭を訪問し、育児相談を行います。また、観察の必要がある新生児や、育児に不安のある家庭については、適宜訪問を実施し、養育状況の把握と支援に努めます。

乳幼児健康診査の実施 【担当部署：健康増進係】

4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に、健康診査を実施します。また、未受診児、要観察児に対し、フォローを行います。

母子の心身のケアの実施（産後ケア事業） 【担当部署：健康増進係】

出産後、母子の生活リズムと心身の安定を図るため、産科医療機関等において実施されます。利用できる方は、産後の身体的機能の回復に不安があり、指導が必要で、医療行為の必要がない方となります。

幼児歯科健康診査と歯科健康教育の実施 【担当部署：健康増進係、子育て支援係】

園児に対して、歯科医師による年2回の歯科検診の実施、及び歯科衛生士による年1回の歯科保健指導を実施します。また、園児の保護者及び祖父母を対象に歯科健康教育を実施します。

子育てグループづくり 【担当部署：健康増進係、子育て支援センター】

子育てについて、親同士の情報交換や仲間づくりの場を提供し、親子の遊びや交流・学習、母親学級などの機会を通して、相互のコミュニケーションを図り、子育てグループの育成を図ります。

子どもの居場所づくり 【担当部署：学校教育係、子育て支援係】

新・放課後子ども総合プランに基づき、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進します。放課後・週末などの子どもの居場所づくりを目指し、拡充を推進します。

② 医療サービスの充実

妊産婦健康診査の実施と産婦対策の推進 【担当部署：健康増進係、障がい福祉係】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、妊産婦の病気の早期発見と早期治療を促進し、医療費の自己負担の一部を助成します。

子ども医療費助成等の実施【担当部署：障がい福祉係】

乳幼児等・妊産婦・障がいのある方・母子家庭等の母子及び・父子家庭の父子の福祉推進を図るため、保険診療等に係る医療費の自己負担の一部を助成します。また、子どもの資格については、現物給付方式を導入し、窓口負担の軽減と早期治療の促進を図り、助成範囲を0歳から18歳までに拡大しました。

【6】子育て世代の保護者の負担軽減

少子化が進む一方、子育てにかかる経済的な負担や子育てに対する不安が高まる中、子育てに対する不安を解消し、子育て世帯の経済的な負担軽減を進め、子育てしやすい環境づくりを推進します。

① 子育て世帯の経済的な負担の軽減

飯山市出産特別給付金の支給【担当部署：健康増進係】

養育する者の経済的負担軽減とともに次代を担う子どもたちの健全な育成に資することを目的に出産したお子さん1人につき100,000円を支給します。

マタニティ応援ギフト・子育て応援ギフトの支給【担当部署：健康増進係】

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく身近に寄り添い、様々なニーズに必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を行っています。あわせて経済支援として、妊婦1人あたり50,000円と子ども1人につき50,000円を支給します。

子ども医療費助成等の実施【担当部署：障がい福祉係】

乳幼児等・妊産婦・障がいのある方・母子家庭等の母子及び・父子家庭の父子の福祉推進を図るため、保険診療等に係る医療費の自己負担の一部を助成します。また、子どもの資格については、現物給付方式を導入し、窓口負担の軽減と早期治療の促進を図り、助成範囲を0歳から18歳までに拡大しました。

保育料無料化事業の実施【担当部署：子育て支援係】

幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児の保育料を無償化するとともに、3歳未満児についても、第1子、第2子の年齢および同時入所か否かに関わらず、第3子以降の保育所、幼稚園の保育料の無償化を継続します。第2子や低所得世帯についても、保育料の軽減を実施します。

保育料階層表の細分化による負担の軽減【担当部署：子育て支援係】

国の徴収基準に対する一定の軽減はもちろんのこと、階層区分も国基準から細分化することにより、所得に応じた負担の妥当性確保と負担軽減を図ります。

児童手当の支給【担当部署：子育て支援係】

令和6年10月分からすべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援として、児童手当の抜本的拡充が図られました。児童手当の適正、迅速な支給を実施します。

就学援助の実施【担当部署：学校教育係】

子ども達が等しく義務教育を受けることが出来るように、経済的な理由により就学が困難な学齢児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部を援助します。

② 情報提供の充実

子育て情報冊子の発行【担当部署：子育て支援係】

市の子育て支援事業や、市内の子育てサークルの活動等、子育てに関連する情報を冊子にまとめて紹介します。

子育て支援アプリ「母子モ」の導入【担当部署：健康増進係】

結婚適齢期から妊娠期、子育て期などのライフステージに応じた子育てに必要となる情報を発信します。登録・利用料金は無料（ただし、利用の際の通信料・利用環境等に関する費用は利用者負担）で、市民の方ならどなたでも利用できます。

③ 少子化対策

未婚者の出会いの場の提供【担当部署：移住定住係】

少子化の要因の一つに、未婚化と晩婚化があり、独身男女の出会いの場の創出を図り、交流支援を行います。

『結婚仲人』報奨金制度【担当部署：移住定住係】

独身男女の紹介、相談等を行い結婚まで導く「結婚仲人」を募集し、結婚仲人として登録後に、紹介や相談活動を行い結婚までたどり着いた際は、結婚仲人に報奨金を差上げます。

結婚相談所『いいやま出会いサポートセンター』の設置【担当部署：移住定住係】

独身男女の紹介、相談等を行い、結婚まで導く「結婚相談所」を設置し、相談員を配置して、イベント等の出会いの機会の提供や、結婚仲人制度による婚姻の仲立ちの取組と連携し、結婚を希望する未婚者の情報を一元化し、マッチングを行う拠点として活用します。

【第5章】計画の推進体制

1 計画の推進

本計画では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。このため、庁内における評価・検証はもちろんのこと、毎年「飯山市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

〈飯山市子ども・子育て会議の役割〉

- ◇ 子ども・子育て支援法に基づく給付の対象となる飯山市内の教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- ◇ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関し、意見を述べること
- ◇ 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や施策の実施状況を調査審議すること

1 飯山市子ども・子育て会議

飯山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定により、飯山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において単に「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

(6) 公募による者

(7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

1 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年飯山市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

<省略>

附 則（令和 5 年 6 月 2 9 日条例第 1 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

子ども・子育て会議委員

	選出項目	団体名	氏名
1	保護者	公立保育園保護者会代表	奥本紀彦
2	保護者	私立幼稚園PTA代表 (中央幼稚園保護者会)	高橋美津子
3	保護者	私立保育園保護者会代表 (めぐみ保育園保護者会)	古田留美
4	保護者	飯山市PTA連合会	石川健太郎
5	事業主を代表する者	東栄会	小田切 豊
6	労働者を代表する者	連合長野高水地域協議会 北信地区連合会	荻原瑞紀
7	事業に従事する者	飯山市社会福祉協議会	北爪英紀
8	事業に従事する者	飯山市保育園連盟	倉科知子
9	事業に従事する者	私立幼稚園の代表 (中央幼稚園)	服部泰代
10	事業に従事する者	私立保育園の代表 (めぐみ保育園)	梅澤香代
11	知識経験を有する者	飯山市民生児童委員協議会	久保田桂子
12	知識経験を有する者	飯山市主任児童委員会	丸山明美
13	知識経験を有する者	飯山市校長会	小田切浩一
14	公募による者	公募委員	西澤 愛
15	公募による者	公募委員	藤澤知佳
16	公募による者	公募委員	川口和江
17	その他市長が必要と認める者		山崎早紀



第三期飯山市子ども・子育て支援事業計画

発行 令和7年4月 飯山市 編集 飯山市教育部子ども育成課

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

TEL (0269)62-3111 (代表) FAX (0269)62-5990
